

令和7年（2025年）年末調整について

「年末調整」とは、1年間（1/1～12/31）の給与に係る源泉所得税について、扶養控除・生命保険料控除等の各種控除を確定させることで、1年間の所得税を計算し、月々の給与で預かった源泉所得税の過不足を精算することです。

年末調整の対象となる方は、事業所が給与を支払っている役員・従業員の方で、年末まで在籍した方です。なお、下記に該当する方は対象となりません。

- ①年間の給料収入が2,000万円を超える方
- ②2ヶ所以上から給与の支払を受けていて従たる給与の方
- ③その他所定の方

毎月、給与から所得税を徴収しているのに、年末調整をする必要があるのは、徴収している所得税は、あくまでも概算の金額であり、正確な所得税額が分かるのは、1年間の収入や「差し引くもの」がきちんと決まる年末になってから確定するためです。

例えば、毎月光引きされている社会保険料は、徴収されている所得税の計算に反映されていますが、個人で支払っている、国民年金・国民健康保険等は反映されておりませんので、年末調整で過不足が生じます。上記のように会社で把握できないものに関して、書類（扶養控除申告書・基礎控除申告書・給与所得者の保険料控除申告書）を提出して税額を確定します。

令和7年の税制改正により、下記の変更が行われました。

- 【1】基礎控除の見直し
- 【2】給与所得控除の見直し
- 【3】特定親族特別控除の創設
- 【4】扶養親族等の所得要件の改正

この変更により、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。扶養控除申告書等の書類について、改正に伴い様式が変更されているため、記入事項を確認し、控除要件を満たしているかどうか、きちんと把握することが必要です。

【1】基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)				基礎控除額		
				改正後		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

※1：特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

引用：国税庁「年末調整のしかた」

※2：合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

【2】給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除に改正はありません。

引用：国税庁〔年末調整のしかた〕

【3】特定親族特別控除の創設

所得者が「特定親族」を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて、次の金額を控除する 特定親族特別控除 が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、所得者と生計を一にする 年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人 及び 白色事業専従者を除く）で合計所得金額が 58万円超123万円以下の人を言います。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

引用：国税庁〔年末調整のしかた〕

【4】扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族等 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

引用：国税庁〔年末調整のしかた〕

なお、令和7年10月22日付の情報であり、将来の税制改正により内容が変更となる場合がございます。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。